香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年2月3日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第1号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則 香川県港湾管理条例施行規則(昭和31年香川県規則第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(電子情報処理組織による届出等)

第13条 条例第7条の規定による届出又は高松港、丸亀港、多度津港若しくは詫間港に係る条例第8条第2項の規定による許可の申請については、当該届出に係る書類又は第8条第1項各号(第1号、第6号及び第8号を除く。)に規定する書面の提出に代えて、港湾法(昭和25年法律第218号)第48条の4第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 略

(電子情報処理組織による届出等)

第13条 条例第7条の規定による届出又は高松港、丸亀港、多度津港若しくは詫間港に係る条例第8条第2項の規定による許可の申請については、当該届出に係る書類又は第8条第1項各号(第1号、第6号及び第8号を除く。)に規定する書面の提出に代えて、港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。